

◇番号	201508																		
◇研究機関名	京都大学																		
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 平成 27 年 6 月 通報により、京都大学准教授の謝金の支給について不正使用の疑いが発覚。</p> <p>【調査に至った経緯等】 予備調査を行った結果、不正使用の事実が確認されたことから、調査委員会を設置して本調査を行う必要があると判断。</p>																		
◇調査	<p>【調査体制】 部局調査委員会（学内委員 5 名、学外委員（弁護士）1 名）及び本部調査委員会（学内委員 6 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して調査を実施。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間 平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月 ・ 調査対象 当該准教授の所属部局に係る平成 20 年 4 月から平成 27 年 8 月までの全ての公的研究費を対象に調査。 ・ 調査方法 書面調査については当該准教授を含む所属部局全教員に関する経理関係書類等について調査を実施。 ヒアリング調査及びアンケート調査については所属部局全教職員及び関係者（退職者、転出者、謝金業務に従事した学生を含む）を対象にそれぞれ調査を実施。 																		
◇調査結果	<p>【不正の種別】 カラ謝金による還流行為、プール金</p> <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動機、背景 野外調査に協力した複数の学生に対し、個々の能力に応じて准教授が独自に設定した単価で迅速に謝金を支給することを目的としていた。 ・ 手法 実際に野外調査に協力した複数の学生には、准教授自身の私費で、一旦現金で支払いを行い、その後、その謝金の立替えに充てた自己資金の相当額を大学から回収するために、ひとりの学生を代表役とし、その者がすべての調査を実施したことにした勤務表を作成して、虚偽の実施報告を行い、故意に大学に代表学生にまとめて謝金を支給させ、当該謝金を代表学生から還流させていた。また、一時的にその一部をプールし、次回の野外調査の際の謝金に充てていた。 ・ 不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資金の種別</th> <th style="text-align: center;">不正に支出された研究費の額</th> <th style="text-align: center;">不正に関与した研究者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>科学研究費補助金</td> <td style="text-align: right;">63,000 円</td> <td style="text-align: center;">1 人</td> </tr> <tr> <td>運営費交付金等</td> <td style="text-align: right;">385,000 円</td> <td style="text-align: center;">1 人</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td style="text-align: right;">348,800 円</td> <td style="text-align: center;">1 人</td> </tr> <tr> <td>受託研究費</td> <td style="text-align: right;">495,000 円</td> <td style="text-align: center;">1 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">1,291,800 円</td> <td style="text-align: center;">1 人（実人数※）</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数	科学研究費補助金	63,000 円	1 人	運営費交付金等	385,000 円	1 人	寄附金	348,800 円	1 人	受託研究費	495,000 円	1 人	計	1,291,800 円	1 人（実人数※）
資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数																	
科学研究費補助金	63,000 円	1 人																	
運営費交付金等	385,000 円	1 人																	
寄附金	348,800 円	1 人																	
受託研究費	495,000 円	1 人																	
計	1,291,800 円	1 人（実人数※）																	

	<p style="text-align: center;">※公的研究費に係る不正に関与した実人数</p> <p>私的流用、他の経費への流用はなかった。</p> <p>【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】</p> <p>准教授自身が記録していたメモとそれに対応した同人からの供述、代表学生とされた者からの供述及びその者から現金を受け取った学生の回答状況から、「虚偽の謝金実施報告」により大学から代表学生に対し謝金を支給させ、かつ、准教授が代表学生に謝金を「還流」させて一部をプールしていた事実が確認できたことから「不正使用」と判断した。</p>
<p>◇不正の発生要因と再発防止策</p>	<p>【発生要因】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 研究費の使用に関する意識 <ul style="list-style-type: none"> ・当該准教授に公的研究費に対する判断誤認と規範意識の欠如があった。 2) 研究費の使用に関する制度等 <ul style="list-style-type: none"> ・謝金の支給を受ける業務に従事する学生の勤務状況、勤務実態に係る確認作業を定期的実施するところまで事務のチェック体制が至っていなかった。 ・野外調査に従事する学生に対して、謝金に関する支払い手続きの説明は行っていたが、不正事案についての説明を行っていなかった。 <p>【再発防止策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 研究費の使用に関する意識 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に不正経理を防止するための研修を行う。 ・本不正発生部局独自の課題（従事学生の能力に応じた部局独自単価の設定等）についての見直し等のため検討会議を開催する。 2) 研究費の使用に関する制度等 <ul style="list-style-type: none"> ・学生に直接、勤務状況を確認する等のチェック体制を強化する。 ・謝金が支給される業務に従事する学生に対して、謝金支給についての説明書を配布し、関係する会計制度及び不正等に関する事項並びに禁止事項を理解させることを徹底する。 ・実態に即した適正な処理を行うため、事務処理マニュアルの改訂を行った。
<p>◇その他（研究機関が行った措置）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い 調査開始後に使用停止を行った。 ・ 本件の公表状況 平成 28 年 10 月 21 日（金）より本学ホームページに調査結果を公表